

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年3月8日（月） 午後1時59分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 米弥副委員長
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
3月定例会本会議（2月28日）から付託された事件（議案8件・請願1件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時59分 閉会 午後3時13分
 - ・ 審議の経過及び結果
（別紙のとおり）

上記のとおり相違ありません。

令和5年3月8日

文教産業常任委員長

早川文乃

記録調製者

熊野有志朗

早川委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、3 月 6 日に引き続き、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、はじめに、議案第 19 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 議案第 19 号長門市証明手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令等の改正にともない、その改正内容に対応した新築等計画認定申請および変更認定申請手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。低炭素建築物認定および建築物のエネルギー消費性能向上計画認定の認定単位の変更に伴う文言の修正をするもの、および誘導仕様基準の新設に伴う区分の追加等を行うものでございます。誘導仕様基準とは、省エネ計算によらず、省エネ誘導基準の適合確認が可能となる仕様基準のことで具体的には、高断熱材の壁、断熱サッシ、LED 照明等のエネルギー消費性能の向上が図られるものをいいます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは議案第 19 号長門市証明手数料条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。先ほど誘導仕様基準については、部長のほうから補足説明がございましたけれども、そもそも低炭素建築物というものですが、具体的にどういった建物を指すのでしょうか。

福永建築班主査 低炭素建築物とは二酸化炭素の排出を抑えるための対策をとり、環境に配慮された建物でございまして、屋根や外壁、窓等の断熱性能や、エアコン・照明など機器の省エネ性能が高い建物をイメージしていただければと思います。

田村委員 それではこれらの認定をうけることで市民の方に対してはどのようなメリットを受けることができるのでしょうか。

大庭建築住宅課長 低炭素建築物認定については、容積率の緩和や、所得税や登録免許税などについて税制優遇措置を受けることができます。建築物エネルギー

一消費性能向上計画認定については、容積率の緩和やフラット 35Sによる住宅ローン金利の優遇措置を受けることができます。

田村委員 それでは最後にですけれども、令和 5 年度ですがどれくらいの認定を見込まれていらっしゃるのでしょうか。

福永建築班主査 低炭素建築物認定につきましては 1 件、建築物エネルギー消費性能向上計画認定については 5 件を見込んでおります。

早川委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 19 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。

議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 27 号「長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 議案第 27 号長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、入居者の資格について、同居する親族の要件に里親に委託されている児童を新たに追加するものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

松岡委員 今回の改正で対象になっているのが特定公共賃貸住宅だけというふうになっておりますが、この理由についてご説明をお願いします。

大庭建築住宅課長 里親登録要件に、経済的に困窮していないこととございますことから、市営住宅のうち中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅のみを対象とさせていただきます。

松岡委員 この特定公共賃貸住宅は市内でどこに何か所ぐらいあるのでしょうか。

永尾住宅班長 三隅の殿村新開に 4 戸、日置の亀山団地に 18 戸ございます。

早川委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 27 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。

議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 30 号「市道路線の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 議案第 30 号市道路線の変更につきましては、参考資料、また

路線図に記載のとおりでございまして、市道小河内公園線の現在の終点を変更し、小河内団地内の開発道路および各福祉施設への連絡道になっている農道を、市道として延伸し、適正に管理しようとするものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 今、部長のほうの説明がありましたけど、適正な道路としてということで、その適正っていうところにはどのような意味があるんでしょうか。

末永都市建設課長 今、部長のほうから申しましたとおり、現在の道路が、一部が開発でつくられた道路、これが要は市が全く管理しない道路でございまして。それで農道は農林課所管の道路でございまして、いずれにしても、農道等もなかなか予算規模がない中で、舗装修繕、側溝改修等、要望があったときにはなかなか対応できません。また、開発道路、全くその部分においては市がお金を出すことができません。今、部長が申しましたとおり、かなりの住宅が開発により建てられてまして、福祉施設も3つございまして。他にも養鶏施設もございまして、やはり市道として管理することが一番適正だと考えて、今回変更をお願いするということでございまして。

早川委員長 ほかに、ご質疑はございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第30号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 14:10 —

— 再開 14:11 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第13号「令和5年度長門市水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 まずはじめに、予算に関する説明書の正誤表が配付されているとは思いますが、水道事業予算書12ページ、給与費明細書中の特別職の本年度の職員数を17人とすべきところ、誤って15人としております。またこれに伴い、前年度比較を0人とすべきところ、マイナス2人としております。訂正とお詫び申し上げます。それでは、議案第13号「令和5年度長門市水道事

業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収支予算についてですが、営業収益を 5 億 7,907 万 8,000 円と見込み、他会計補助金など営業外収益と合わせて、収益的収入合計として 7 億 3,096 万円を計上しております。また、収益的支出合計として、事業費用では、営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を合わせて 6 億 8,097 万 3,000 円を計上しており、当年度純利益は 1,194 万 1,000 円を見込んでおります。次に、資本的収支予算についてですが、収入では企業債や補助金等により 3 億 6,988 万 9,000 円を受け入れる予定としております。支出では建設改良費といたしまして、継続事業となります湯本浄水場整備事業や、老朽管の更新工事及び導水管整備工事を 5 路線や、深川川河口堰改修工事等を予定しているところです。また、第 5 条の債務負担行為では、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 か年で深川川河口堰改修工事に伴う工事用道路設置撤去工事を予定しております。これらの建設改良費と、企業債償還金と合わせて資本的支出合計として 6 億 7,801 万 5,000 円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の 3 億 812 万 6,000 円につきましては、損益勘定において減価償却費の費用化により留保いたしました、内部留保資金等で補てんする予定としております。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは令和 4 年 9 月にこの件につきまして一般質問をさせていただいたんですけれども、水道料金の改定を行われております。その改定によりまず経営状態というところなんですけれども、当時回収率 88%を見込んでいらっしゃるというふうにお返事をいただいております。そのお見込みに変わりはないでしょうか。

吉岡管理課長 昨年の議員全員協議会や 9 月の一般質問等で答弁しましたように、料金改定後の回収率は約 88%と試算しておりました。しかしながら、動力費と物価上昇により給水原価が上昇する見込みとなったため、改めて回収率を試算し直したところ、令和 5 年度予算ベースで供給単価が 153.33 円、給水原価が 184.29 円となり、回収率は 83.2%となる見込みとなっております。当初予定していた状況よりちょっと厳しい状況に回収率が変更した状況でございます。

重村委員 それでは水道事業会計については林哲也議員が本会議の中で質疑を 4 つでしたかね、していただいておりますので、そこで聞いた部分については割愛をさせていただきます。資本的収入及び支出の予算書で 10 ページになります。ここで新年度の予算として企業債の発行予定が 3 億 5,940 万円と。支出のところで償還金、これ元金と利息を含めた部分で 2 億 2,293 万 1,000 円ということで、返すよりも多い金額を借り入れて、結局事業を進めると。行政用語で言うとプライマリーバランスが良くない状況、借入のほうが多いと。単年度で見たときにで

すね。この予算書について、どのような見解を持たれているか、お尋ねいたします。

吉岡管理課長 起債の借入につきましては、現在湯本浄水場の更新に伴い建設改良費が増加したため、内部留保資金で賄えない部分を起債の借入により対応してきたところであり、湯本浄水場の整備が完了するまでは借入超過となる見込みであります。その後の計画としましては、市の経営戦略でもお示ししているとおり、建設改良費を年間約 4 億円程度と標準化しながら、それに対応した起債の借入を起債償還金返還程度まで抑制し、借入を行うこととしております。その結果、起債の借入額が償還額を下回り、起債残高も減少していくことと今後は予想しております。

重村委員 今言ったところと付随するんですけど、結局 1 年間を通じた事業が終わったところでいうと、結局企業債発行額の残高が令和元年、令和 2 年、3 年そして多分この 5 年度計画書も増えるわけですから、借金の額が手元で言うと、ざっくり言うと元年が 34 億円、それから 3 年で言うと 35 億円というふうに起債残高のほうがどんどん増えてきているという状況なんですね。これについて、これは課長よりも局長のほうからこの状況っていうのはもう予定通りだというふうに思ってよろしいのかどうなのか確認をしたいと思います。

大田上下水道局長 どうしても今の建設改良工事、予定されている事業からしたらしょうがない部分もあるのではないかと考えております。ただ今後、プライマリーバランス等も考慮して新規事業等にはその辺はちょっと慎重にならないといけないのではないかと考えております。

重村委員 それでは今の答弁の中でも出てきましたけど、湯本浄水場整備事業工事、これが一つの今の起債発行にも関わっているという答弁がありました。若干遅れているというふうに聞いておりますけれども、令和 5 年度でこの工事は完了の見込みというふうに思ってよろしいですか。

菅田水道班長 令和 4 年度 9 月委員会のほうで、補正後湯本浄水場の債務負担の条件変更という形でとらせていただきまして、今、湯本浄水場の完了予定が令和 6 年度を予定しておるといった状況でございます。

重村委員 これはちょっと極論のところになりますけど、今のご答弁からいくと、今年度の予算の質疑ですからあれですけど、湯本浄水場が終わったら今度、三ノ瀬、四ノ瀬っていうのを市長はオッケーを出しましたよね。そしたら今後の未来の水道事業というのは、湯本の浄水場が終わったら企業債発行残高を抑えられるんだと。だけど三ノ瀬、四ノ瀬の事業が入ってきたらどうなるんだろうっていうのが私は市長の答弁とね、局の答弁とが整合性がない。はっきり言うと。だって管路の更新作業もずっとやっていかないといけないわけでしょ。そうすると私は市長の一般質問での答弁と今日の水道局の答弁というのはね、整合性

がないというふうに思うんだけど。ここはもうこれ以上言いません。新年度だけの予算の質疑かもしれないのでね。だけどこれは見解だけは確認しておきますよ。

濱谷施設整備課長 今回の予算のほうには計上しておりませんが、先日の一般質問の際にも市長のほうから前向きに検討していくということを——（「前向きじゃない、やるって言ったんだから」と呼ぶ者あり）局としましてはその方向でももちろん現在調整を行っております。しかしながら一方で、湯本の浄水場につきまして 1 年ほど延期をさせていただいておる関係から、着工が少し遅れるのではなかろうかということが現在懸念されているところでございます。予算の建設改良費というのは先ほども言いましたが、年間約 4 億円程度見込んでおまして、そういった平準化を含めて、そういったことも踏まえながら着工時期等も含めて検討してまいりたいと思っております。

重村委員 これ以上ここで突っ込んでいくと委員長に止められるからもう言いませんけど。これはね、よく今後の、来年度も含めてだけど、水道局としてのやっぱり事業計画をね、一般質問の中で市長は湯本の浄水場の整備が終わったら、これを条件として、湯本の三ノ瀬——四ノ瀬までは言及しなかったけど、三ノ瀬地区はやるんだという回答をされてるんだから、それはやっぱり真剣にね、局として浄水場が終わったら起債が抑えられますと。私はでも到底そんなふうには思わない。そのときに水道料金が倍になってれば別ですよ。だからそれは市長部局とも含めてね、真剣な計画書の練り直しを議会にちゃんと提出してほしいと思います。全く今の議論を見てるとね、ちぐはぐ。はっきり言うと。それは私の認識不足の部分があるかもしれないけど、これはしっかりしてもらわないと困りますので、苦言を呈して終わっておきます。

田村委員 それでは先ほど重村委員のほうから管路の更新というお言葉がありました。こちらのほうを聞かせていただくんですけども、令和 4 年に長門市水道ビジョン改訂版が出ております。こちらの水道管路についてのところでこれは以前の平成 29 年のものと中のものは変わってないと思うんですけども、年度を除いて変わってないと思うんですけど、老朽化した管路の更新です。これは、1 年間当たりで 2.9 億円の投資を要するというふうな記述があるんですけども、今年度というか今回のこの予算書でいくとその管路の更新というのはどこを見たらいいんでしょうか。

管田水道班長 予算書の 10 ページ目、支出の資本的支出、項が建設改良費、目が配水管費、こちらの節の工事請負費 1 億 920 万円、こちらが老朽管布設替工事費となります。

田村委員 そうしますと、水道ビジョンには 1 年あたりでは 2.9 億円の投資を要するということとなりますけれども、新年度予算では 1 億 920 万円が計上さ

れているというところで、ずいぶん差があるんですけども管路の更新が遅れていくんじゃないかという心配はないのでしょうか。

管田水道班長 ご指摘のとおり、来年度の配水管の老朽管布設替工事の工事費については水道ビジョンで計画しておりますものよりもだいぶ抑制しております。こちらにつきましては、先ほどもお話ありました湯本浄水場のほうの工事費、こちらのほうがだいぶ膨らんでおるといいうところも踏まえまして、バランスをとりながらというところもありまして、来年度の、この額で予算計上させていただいているというところがございます。ですので、ご指摘のとおり、老朽管の改築が遅れるのではないかというところは、実際出てくる事象になってくると思います。

田村委員 とはいえですけども、管路の老朽化というのが止められないものがあると思っておりますが、その更新の順序、優先順位ですけども、これについては、何か決めていらっしゃるのか。それとも対処療法的に起こったものに対して行動を起こすのかというところでいかがでしょう。

管田水道班長 基本的には管路更新計画がございますので、こちらをベースに、あともう一つは漏水が多発する箇所、こちらのほうを重点的に管路を布設替している状態でございます。

重廣委員 先ほどお話ありました湯本浄水場整備工事ですが、これ当初、始める前に、金額と何年で終わるっていうのがあったと思うんですが、かなり遅れているような感じがするんですけど、時期的に。金額がいくらか膨らんだって言われましたよね。どの程度オーバーしてるのか。それと、工期的に時期的にどの程度延びたのかお伺いいたします。

管田水道班長 金額につきましては、すいません、今、手元にございませんで正確にはご説明できないところではありますけれども、令和4年度の当初に見積もりをとって予算計上をさせておりましたけれども、この時期よりも機器費関係の単価が上昇したというところがございます、すいません、うろ覚えですけども、1億程度だったと思います。その程度事業費が増加したといったところで9月の文教産業委員会のほうで条件変更をさせていただきました。工期につきましても令和4年度の当初は、令和4年、5年の2か年で事業完了というところを目標にしておったんですけども、事業発注が令和4年度9月の補正で認められてからの入札という形になりましたので、機器等の製造が遅れるというところがございますので、1年ほど工期的に延びたといったところがございます。

重廣委員 これは私も予定よりも1年延びていると感じておりますが、コロナによる、様々な建設関係のほうでは材料の入荷が遅れるとか、これはコロナによる影響を感じておられますか。

管田水道班長 今、ご指摘のコロナが影響あるかというご質問ですけれども、コロナというよりは、どちらかといえばウクライナ情勢、こちらのほうによって輸入品、こちらの単価がなかなか物が入らないというところで、機器メーカーともよくお話はさせていただくんですけれども、納入時期がなかなか定まらないと。今までであれば半年で入ったものが1年かかるかもしれないとかですね。それから材料費、こちらのほうも輸入に頼っておりますので、こちらのほうも単価が上がってきているといったところで、機械・電気もそうですけれども、例えば管路関係の材料費、こちらのほうもやはり単価は上がってきております。

重村委員 予算書10ページです。同じく資本的支出のほうで6目「水源開発費」があります。まず委託料として、これ「さなぐち」と読めばいいのかな、新水源調査・解析業務等の委託料ということで、新しい水源地を調査をされるのかなと思います。ちょっと詳しく聞かせていただいたらと思います。

坂倉浄水場長 真口新水源調査なんですけど、経緯としまして、日置地区の主要な水源は門前水源になっております。門前水源は狩音ダムからの補水によって頼っている状況でありまして、門前水源から日置の浄水センターへ流入して、そこからほぼ日置全地区に配水をしております。ただし、今年の渇水時には水の確保が非常に困難になりました。運よく雨が降りまして、断水は免れましたけど、あと2週間ぐらい雨が降らなかつたら日置地区は断水、日置地区の大部分が断水なったと思われまして、今年の渇水を踏まえて、日置浄水センターの周辺に新たな水源を確保し、渇水に備える必要があると判断しましたので、来年度水源調査・解析業務を計画しました。

重村委員 とりあえず調査ですけど、調査が進んで、例えば水源が本当に、そこに豊富な水もあるというような状況になれば、こういった事業も将来的には考えていくということによろしいですか。

坂倉浄水場長 調査の結果、水源が新たにあると判断されましたら、新たに水源、そこから浄水をとれるようにしていく計画になります。

重村委員 同じく水源開発費のところで、大河内川ダム建設事業負担金です。これは本会議質疑で林哲也議員が、ダム関連のことを聞かれております。そのときの答弁を踏まえてですけれども、令和5年度は事業費で6億9,120万9,000円と、進捗率は56.1%に及ぶであろうという答弁を執行部のほうはされています。結局、県の事業費に対してある一定の、0.7だったかな、の負担金というのが、長門市は水を利用させていただくという約束のもとに負担をしているわけですね。この56.1%っていうそもそもね、進捗率は、これは直近でいう進捗率、何かの額が基本になってるはずなんですよ。私の思うのは、ずいぶん前の計画をされた当時での予想総額費用で進捗率ではないかと私は思ってるんだけど。そこらあたりはどうですか。

坂倉浄水場長 大河内ダムの建設工事、当初の事業費なんですけど、それが 164 億 5,000 万円。今現在の、平成 28 年 3 月 31 日に変更の協定書を県と水道局のほうで締結しまして、事業費をそこで 240 億円に増額になっております。今の 56.1%の進捗率なんですけど、これは新しく 240 億円の事業費に対しての進捗率になります。

重村委員 私、当初計画されたときが基本の進捗率かなってちょっと誤解を受けてましたけど、平成 28 年ということであれば、時間も経過してるのと、ここ昨今っていうのは建設資材の高騰、それから一つは、建設業界の働き方改革に伴う人件費、それからたぶん建設期間の延長、こういったことが見えてくるわけですよ。ということがこの平成 28 年よりもさらにということが素人でももう想定できると思うんですよ。これは事業主体ではないですけども負担金を納める自治体として、やっぱり直近の数字を県に求めるということが私は必要ではないかと。進捗率をきちんと計算し直す。というのがこれダムが終わるまで、負担金ずっと続くわけですよ。ということは水道会計の、ここに載ってくる金額っていうのも変わってくるわけですよ。だから、私はそういう努力を事業主体ではないけど、自治体の水道局として、うちの会計にも十分影響があることですから、どうでしょうかというような、私は問いかけが県のほうにされてもいいんじゃないかと思えますけど、これについてお願いします。

濱谷施設整備課長 委員おっしゃるとおり、事業費に関してはこちらのほうも負担金という関係がございますので、注視はしております。次年度、今回の予算に再評価をあげておりますが、私どもも感じておりますが、先ほどから燃油等、資材等の高騰がありますので、増加になるのではないかというふうな思いは持っておりますが、令和 5 年度の再評価の際に改めてきちっと精査した上で、また決まりましたらお示しをいただけるということで、そこまでの確認はさせていただきます。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 改めてって言うとかどういようですけど、今日の審査の中で、一つは水道、三ノ瀬の件もあるし湯本浄水場の件もある。そして今日、真口の水源開発もひょっとしたら踏み込んでいけないといけないかもしれない。そんな中でね、私は住民に対してきちんとした説明をちゃんとすることが必要だと思うんですよ。渋木の水道に関してもそうです。うやむやっていうか、何て言うのかな、白黒つけない状態でずっといくよりも、水道事業会計というのはもっときちんと局として精査して、水道料金の改定が今一度必要なことも出てくるでしょうし、本当に三ノ瀬ができるのか。どうやって事業計画の中に。だって 5 年間ぐらい中期財政見通しを立てるわけですよ。そしたらもう載ってこないとおかしいはずな

んですよ。苦言を呈するようですけど、水道事業に関しては、住民にちゃんと背を向けることなくね、そういった事業であって欲しいと言うことを苦言しておきたいと思います。ご答弁がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 委員おっしゃるとおりです。水道事業に関しまして一番大切なのは、将来にわたって清浄で安全な水を強靱な施設を持って提供し続けることだというふうに思っております。そういった中で、新規事業、先ほどから出ておりますけど、もやりつつ、老朽化した施設や管のほうの更新もやっていかないといけないということがございます。ただ綺麗ごとでは済まずに、はっきり言って経営は赤字体質で一般会計の依存度が非常に高くなっている中で、やっぱり受益者負担の原則の中で、利用者の方に料金改定をまたお願いしていかないといけないというのは避けては通れないと実は思っています。そういった中で、今のやっぱり水道事業の置かれている環境であったり、経営状況というのはことあるごとに分かりやすくオープンにしていく必要があるのではないかと考えております。

重村委員 これで止めますからね。私は市長がね、確かに本会議の中で私の一般質問でやるって言われましたよ。これはもう皆さん聞いていることだから。だけど、本当に三ノ瀬に管を延ばして行って、9割5分の人がちゃんと本管につないでくればいいですよ。ただ、だから僕はね、そこらへんも確認する必要があると思う。延長して、半分の世帯しかつなげなかった。こういったことがね、企業局としては公営企業会計なんだから。やっぱり精査した上で、喧々諤々とやっぱり市長部局と水道局と議論をはじめていただきたいと思います。もう答弁はこれは結構です。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第14号「令和5年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 それでは、議案第14号の「令和5年度長門市下水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収支予算についてですが、営業収益を5億4,108万8,000円と見込み、他会計補助金などの営業外収益と合わせて、収益的収入合計として17億6,171万6,000円を計上しております。また、収益的支出合計として、事業費用では営業費用と企業債償還利息などの営業外費用と合わせて17億2,336万5,000円を計上しております。次に、資本的収支予算ですが、収入では企業債や国庫補助金並びに一般会計出資金

等により 9 億 7,719 万 1,000 円を受け入れる予定としております。支出では建設改良費といたしまして、継続事業となります東深川浄化センター耐震補強工事や、沈砂池の機械・電気設備工事、また、不明水の多い箇所汚水管改築更新工事等を予定しており、建設改良費と企業債償還金を合わせて資本的支出合計として 14 億 4,909 万 3,000 円を計上しているところです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、4 億 7,190 万 2,000 円につきましては、損益勘定におきまして減価償却費の費用化等により留保した内部留保資金等で補てんすることとしております。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは予算書で言いますと 7 ページになります。資本的支出のところ、第 1 目「公共下水道建設費」の「工事請負費」、ここで管路の更新というのがね、ここで言うこの費目の中に入っていると思うんですけど、新年度の汚水管の下水道管の更新工事の予定箇所、それから距離にすればいくら、どのくらいの長さを更新される予定か、お尋ねをします。

中尾下水道班長 下水道の管更生につきましては、今年度で完了する予定になっております。今回上げているものがマンホール更生でありまして、現在施工しております田屋地区そして正明市地区、駅南地区であわせてマンホール更生を 31 か所、マンホール蓋の取り替えを 20 か所予定しております。また、白瀉地区におきましては、汚水管の改築更新といたしまして、管更生 130 メートルを予定しております。そして小河内地区につきましては、汚水管の布設替ということで延長 50 メートルを計上しております。

重村委員 分かりました。それからこれはもう収益的収入及び支出のところに入ってくると思うんですけども、令和 3 年度の決算の時点で、これはメーターの検針と実際に市民の皆さんに払っていただく時期も若干ずれがあつて、収入未済額に令和 3 年度の決算の時点では 9,201 万円あるかと思えます。今の年度が 3 月 31 日まで来ないと出てこないとは思うんですけども、その前を見てもやっぱり 9,000 万円ぐらいあるわけですね。そのメーターの検針時期とは別に、やっぱり過年分の未収金があると思うんですけども、その対応というのは下水道局としては新年度どのように考えられているかお伺いいたします。

藤井管理課長補佐 下水道使用料の未収金、徴収対策なんですけど、こちらにつきましては、長門市の場合は水道料金と下水道料金が一括徴収になっておりますので、まず基本的には停水といった、水道の停水を理由として来ていただく徴収対策をしております。もしそれでも、下水道のみの使用の方もおられますので、そちらのほうにつきましては財産調査等をして財産があれば差し押さえをしなければなりませんし、なければ執行停止などをして欠損をしていくといったよ

うな滞納整理になると思います。

重村委員 これは来年度の下水道局としての見解をお尋ねしたいんですけど、水道料金は昨年秋に改定をされました。私たちが説明受けてるのも、市民の中での話としても、水道の後は下水道だという話が漏れ伝わってくるし、私たちも上水、下水、上水、下水という 2 段階でというのがあるんだけど、新年度中に料金改定の話が出てくるのか、下水も。これを確認しておきたいと思います。

大田上下水道局長 下水道使用料の改定につきましては、平成 17 年 3 月の新市合併後、平成 23 年、26、28 と 3 段階で、いわゆる統一料金、料金改定を行って以後、消費税の改正による対応は行ってますけど、現在のところ 7 年経つんですけど改定を行ってない状況の中、水道料金の改定と同じように 4 年スパンで見直しを検討するという形をとるような形になってるんですが、それでいうと改定時期は令和 6 年度となる予定だったんですが、この諸物価高騰が収まらない、出口の見えない状況を鑑みて、今のところ 2 年先送りして、令和 8 年度を目途に、次の水道料金と併せて上下水道と一緒に改定してはどうだろうかという形で考えているところなんですけど、やっぱり市としても、まず経営の部分で経費削減、これを限界まで努力しないといけない。そういった中でも経営的に赤字が膨らむような状況になる見込みであれば、改定は避けては通れないということで、当然審議会等にも諮って、答申をいただいた中での結論を出さなきゃいけない状況になると思ってるんですけど、来年度すぐについていう形にはならないということだけ申し添えておきます。

早川委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 15 時 5 分からとします。

— 休憩 14 : 53 —

— 再開 15 : 05 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、請願第 1 号「「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」を議題とします。本請願につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。—— ございますか。紹介議員へのお尋ね等

ございませんか、内容等で。

岩藤委員 この請願を出されるにあたり、私も油谷のほうで、夢見る小学校という映画を観ました。油谷地区にそういうふうな方々がいらっしゃるっていうのは、そこで初めて知ったんですが、出される田村委員、松岡委員におかれましては、いつ頃からご相談を受けておられたのかお伺いしたいと思います。

田村委員 それではまず私のほうからご説明させていただきます。先日の趣旨説明のときにもご説明をさせていただいた、今回の請願者であります子ども未来を語る会ですけれども、この方々については月に1回ワークショップのようなことを開催されております。私は昨年4月に行われたアースデイのときにご紹介受けまして、5月のワークショップからどのぐらいでしょうか、4回ぐらいでしょうか、参加をさせていただいております。この請願についてですけれども、当初からこの請願がテーマとなっていたわけではなくて、これは他市であるとか県外でありますとか、そういった同じようなグループとの交流される中で、他市の動きに合わせて長門市でもというふうなことを考えられたようで、この話が最初に出てきたのは、私5月から会合に顔を出すようになって、その後10月に夢見る小学校の自主上映をされたんですね、油谷で。その実行委員会を立ち上がる頃からですから、おそらく8月後半ぐらいだったのではないかと。それから9月に入ってからだったのではないかと思います。

松岡委員 じゃあ私のほうからも説明させていただきます。私はご本人は以前からご存じでございましたが、こういう活動されているっていうのは田村委員のほうからご紹介いただき、やはり本請願についてお聞きしたのは、夢見る小学校の上演の後に連絡を受けたというような状況であります。

岩藤委員 その映画のところ、私は某お寺さんで拝見したんですけど、その後ラポールゆやとかでも上映をされたと思います。それでそのときのアンケートっていうのをとられたんですよね。そのアンケートの内容っていうのは把握されてるでしょうか。

田村委員 10月に2日間、自主上映会が開催されましたけれども、そちらについてのアンケートは私も主催者からいただいて、その当時の決算の委員会ときだったと思いますけど皆さんにお配りを、議員全員にお配りをしたかと思えます。自由記述のようなものにもありまして、個別の意見というのはそちらのほうに集約をされていたのかなと思いますので。12月の上映会ですけれども、その頃から私ですね、たまたまPTAの会合とかが重なったりして、それから顔出しておりませんので、アンケートについては持っておりません。

重廣委員 私一つだけ聞きたいんですが、これは不登校児童に対して多様な学習機会の確保のためにということがうたってありますが、私は基本的にそもそもこの不登校児童をなくそうという話が、これまで4回のワークショップを開

催と。ワークショップの中で、なんていいですかね、不登校児童ありきで、うちの子どもたちのために学習機会を確保されるという話し合いがあるのか。基本的には義務教育ですから、不登校児童をなくするという話をされるのが僕は当たり前じゃないかとちょっと思うわけなんですよ。古い人間ですから。そのワークショップの中で、そういう話し合いっていうのはないんですか。

田村委員 はい、ありがとうございます。不登校についてをテーマにして、その会合で話し合うというような集まりではなくて、メンバーですけれども趣旨説明のときにもさせていただいた中に、本部会員メンバー15名、保護者10名、これは基本的に保護者ですけれど。学校関係者や教育関係者、公務員、地域住民という構成メンバーがおりまして、そういった学校関係者が参加される中で、今、学校内の、何といいですか、昔からこういうことが変わらないよねとか、こういうことが問題だけなかなか改善するの難しいよねというようなことを、話し合うというふうな中に不登校が含まれていると。そういったたくさんのテーマの中で不登校が出てくるというところですよ。不登校について話し合うというところもありますし、実際に参加される保護者の中には不登校の児童を抱えている保護者の方もいらっしゃいますし、それがまた当事者の方もいらっしゃいます。私自身も5月に参加し始めた頃は、まだ不登校児童生徒の保護者ではなかったんですけど、7月の参加の段階から不登校児童生徒の保護者ということになってですね。なんか環境ってこんな突然変わるんだなというようなことを思ったところでもあります。ですから、それまでは私が参加して語るテーマというのはPTA関係が多かったんですよ。そういったものも求められましたので、そういう話もしましたけれども。7月からは不登校の児童と直接の保護者というふうな視点も話させていただいたりということもあります。

早川委員長 ほかに、ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないようですので、これより採決します。請願第1号について、採択することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、請願第1号は採択すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案及び請願の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 15:13 —